

66. 熊本藩における育林労働の性格

九州大学農学部 田 中 純 一

現在の人吉市を中心とする南部球磨郡及び西の天草郡を除く熊本県の大部分が熊本藩(細川氏)の所領であつた。本藩では、他藩に比して木材が自給物資の範囲を出ず、商品化の対象になつたのが遅く、安政初年(1850年代)頃からであつた。それにも拘らず本藩は他藩に比して林政整い林相も充実した藩の一つとして数えられている。これは細川重賢侯による宝暦の改革及びその後の林政整備によるものであつた。

造林の最も早いのは元文年代(1730年代)上益城郡御山支配役木原文次が杉苗を移して造林したに始まり、宝暦の改革に促進されて文化・文政(1800年代初期)の頃に相当隆盛をみるに至つた。

ところで本藩では、育林労働がいかなるメカニズムを通じて引出され、いかなる性格をもつていたかについて以下明らかにしたいと思う。尚育林の対象となるすべての土地の上には公権の支配が及ぼされてはいたが、利益、管理の主体が何れにあつたかによつて藩有、村有、個人有の性質を区別したい。

(1) 藩による育林

藩有地の育林事業は、御山支配役が専らその衝に当り村庄屋、御山口がこれに属してその指揮に従つた。ことに庄屋は経費の出納から公役人夫の招集、造林根帳の調整に至る迄一切の整理に當つたが、これに投ぜられた育林労働は封建的色彩の強いものが多く、次のような形態に分類できる。

- 1) 領民の無償の夫役労働によるもので、多くは公役としての課役であつた。⁽³⁾
- 2) 藩令によつて植栽日を定めて造林を行わせた。⁽⁴⁾しかしこれはどの程度行われたか明らかでない。
- 3) 労働は強制するが、若干の生活資料たる現物ないし賃銀を支給した。⁽⁵⁾
- 4) 薪炭、飼料、家屋造作原料等の採取の代償として育林を行わしめた。⁽⁶⁾
- 5) 一定期間土地用益を行つた代償として、用益者に育林を行わせた。いわゆる「木場作」跡の造林は、本藩の育林事業上特筆すべきものである。⁽⁷⁾
- 6) 領民の自発的労働奉仕によるもので「冥加植立」や「寸志植立」はこの例である。⁽⁸⁾
- 7) 違反行為に対する刑罰として造林を行わしめたもので、「過料差杉」はこの例である。⁽⁹⁾
- 8) 比較的新しい雇傭関係によるものである。藩の直営造林においては、強制によらず契約による雇傭労働

の調達が行われ藩費を投じて育林が行われた。⁽¹⁰⁾

その他、本藩にはいわゆる藩庁との間に分収の事実或は約束のあつた領民の造林というものもなかつたが、夫役労働による造林で明治期に部分林として認められたものがあるところから種々の形で民力による育林がなされたと推察される。

(2) 村による育林

村による育林は、藩有地及び村持山で行われたとみてよい。これらの村持山は、村々の村備として育林せられたばかりでなく、封建の高率貢租を課せられた農民経済にとつて肥料、飼料、薪材の給源や、わらび等自給食糧の採取源としても不可欠のものであつた。従つて村持山に対する入会権の行使については、農民は真剣にその維持につとめた。村山の育林は次のように分類できる。

- 1) 藩の強制による夫役で、主に藩から割当てられた「村受山」について育林が行われた。⁽¹²⁾
- 2) 領民の自発的労働によるもので、薪炭、橋梁、普請用材をうるため、或は水源、風留等の保安林として許可をえて造林する場合である。⁽¹³⁾

(3) 個人による育林

本藩においても、藩有地が多く民林に当るものは少なかつた。しかも民林に対しては、木材の自由処分が許されないばかりでなく、地代米銀上納の外立木伐採にも代価を払わねばならない等、その貢租はかなり甚しいものであつた。従つて個人による育林は余り進歩しなかつたとみられる。個人による育林は次のように分類できる。

- 1) 自家労働による育林で「自勤仕立山」はその例である。⁽¹⁴⁾
- 2) 藩から融資をあおぎ、雇傭労働を用いて育林を行つたもので「赦免建山」などの一部にみられる例である。⁽¹⁵⁾

以上本藩における育林労働の性格についてみてきたが、学び得た所を要約すれば、(1)育林の主体には藩、村、個人の三者があつたが、これに投ぜられた労働力は全て領民によつて行われた。(2)藩による育林は、藩直営の育林が雇傭労働によつて行われた外は、一般的に何れも夫役労働であり、又一部にはその代償として現物又は賃銀が恩惠的に下附された。しかし何れの場合も藩によつて一方的に定められたものであり、又藩への御恩報じという封建的支配的なものであつた。(3)

村による育林は、藩庁への申請によつて行われ、村民一統の動員がはかられた。(4)個人による育林は、藩庁の許可を必要とし、更に地代米銀の外伐採にも代価を支払う等貢租がかなり甚しかつたから、育林は余り進捗しなかつた。

- 註(1) 塩谷勉；部分林制度の史的研究(4)、熊本藩の民植地について、九州大学農学部演習林報告第24号 1頁。
 (2) 熊本大林区署編；肥後藩林制沿革史稿（以下に沿革史稿と略称）78頁。
 (3) 同前 94頁。
 (4) 農林省編纂；日本林制史資料、熊本藩（以下に

- 日林史料と略称）695頁。
 (5) 同前 456頁、464頁。
 (6) 沿革史稿 105頁。
 (7) 日林史料 360頁、467頁。
 (8) 同前 168頁、458頁。
 (9) 同前 461～462頁。
 (10) 沿革史稿 103頁。
 (11) 塩谷勉；前掲書 2～4頁。
 (12) 日林史料 214頁、338頁。
 (13) 同前 302頁、345頁、473頁。
 (14) 同前 438頁、559～564頁、
 (15) 同前 316頁。

67. 分収歩合算定の基礎的研究

九大農学部 坂 口 安

分収林業における分収歩合を算定することは、非常に困難な問題である。この理由は、分収林業のみならず、広く育成的林業全般に当てはまる訳であるが、第一に非常に長期の生産事業であること、第二に、収益の予想がむづかしい事である。この第二は、結局は第一から生ずることであるが、かく長期に亘る事はその投下した資本を不鮮明にならしむると共に、又その利子部分が非常に大きなものとなり、利子率の取り方如何で、非常に異つた収益がでるのである。この様な点はそのまま分収歩合の算定についてもいえる訳である。

然し、だからといつて経済的計算によらない慣行的な分収歩合に満足していたのでは、分収林業の健全な発展からも、又林業近代化の上からも好ましくない。

筆者は、かかる考えから、歩合算定法に関する一私見を述べて大方の御批判を得たい。

1. 造林者取得分 a

分収林業における造林者の取得分 a としては、造林費 c の後価合計及び毎年の管理費 v の後価合計の両者が当然考えられる。この場合、造林費は初年度だけではないが、二年以降の費用は割引いて初年度の造林費に加算し、造林費は総て一括して初年度に投下したものとす。以上を数式化すると、

$$a = c1.0p_1^u + \frac{v(1.0p_1^u - 1)}{0.0p_1}$$

註) u : 伐期令 p_1 : 利率

2. 土地所有者取得分 b

一方土地所有者取得分は、まず地代であるが、この地代部分を如何に見積るかは問題点である。筆者はこ

の歩合算定においては、地価 B に一定の利率をかけ、これを一年間の地代とした方がより現実的であると思ふ。かくて土地所有者取得分として考えられるのは、毎年の地代の伐期迄の後価合計である。

地価については、土地期望価、土地費用価、土地売買価と考えられるが、最も現実性のある価格として土地売買価を地価と考えたい。かくして土地所有者取得分は、

$$b = \frac{B0.0p_2(1.0p_2^u - 1)}{0.0p_2} = B(1.0p_2^u - 1)$$

註) u : 伐期令 p_2 : 利率

3. 分収歩合

造林者取得分 a 及び土地所有者取得分 b はこのように一応決まるが、筆者はこの両者の割合を以て分収歩合とするわけである。

$$\text{即ち、造林者歩合} = \frac{a}{a+b}$$

$$\text{土村所有者歩合} = \frac{b}{a+b}$$

ここで問題となるのは、前述の造林投下資本に対する利率 p_1 及び土地所有者の地代算定及び地代の後価を算定する p_2 の取り方である。

この両者は本質的には、一方は投資者として又他方は利子取得者として性格付けられるから、 $p_1 \neq p_2$ であつてよい筈であり、 $p_1 > p_2$ が普通であろう。

一般的な形である土地所有者と造林者が同一人の場合においては、この利率は区別しなくでもよからう。

これについては、エンドレスは当時のドイツの土地を背景とする育林業の立場から 3.0～3.5%の低利を採用